

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和2年度）

担当部署名	企画振興部 飯高地域振興局 地域住民課
評価対象期間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 3年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	13,752,037 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	松阪市飯高高齢者生活福祉センター
	所 在 地	松阪市飯高町富永72番地1
	設置目的	高齢者及び住民の福祉を増進するため設置する。
	設備の概要	敷地面積 3,245.6㎡ 施設の内容 鉄骨造り・一部二階建て（車庫・物置含む）延床面積1,214.94㎡ 事務室、養護室、居室（9室）、健康教育指導室、相談検診室、介護者教室、厨房、食堂、教養 娯楽コーナー、機能回復訓練コーナー、介護機器コーナー、特殊浴室、一般浴室、その他、2階 会議室、車庫、物置

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
	所 在 地	松阪市殿町1563番地
指定管理業務の内容		(1) 飯高高齢者センターの次に掲げる業務を行うものとする。 ア 高齢者介護機能の推進に関する業務 イ 高齢者に対する一定期間の住居の提供に関する事業 ウ 高齢者の生活、健康等の相談事業 エ 高齢者の生きがいを高める事業 オ 社会福祉関係団体の指導育成事業 カ 高齢者の福祉増進事業 (2) 飯高高齢者センターの利用の許可に関すること。 (3) 飯高高齢者センターの利用料金に関すること。 (4) 飯高高齢者センターの維持管理に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に属する業務を除く飯高高齢者センターの管理に関すること。
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	○入居者：4月（7）5月（7）6月（7）7月（6）8月（6）9月（6） 10月（6）11月（6）12月（8）1月（8）2月（8）3月（7） 延べ82名 ○稼動日数 365日 生活援助員により管理運営 ○会議室等貸館：148件【延べ利用者1,046名】※リモート会議等含む
	サービスの質の向上	入居者の通院だけでなく、後見申立の面談への同席や要望・相談に応じて対応を行った。家族や後見人にも連絡を行い関係機関の協力や福祉サービスの活用を行い、ご本人が快適に生活できるようにサポートを行う。また、修繕も迅速に対応した。
	施設・設備等の維持管理	施設設備の維持管理を行うため、施設の清掃業務、空調機保守、電気保安業務、消防設備、ろ過装置、浄化槽、事務機器保守等の点検業務を行なっている。 修繕 ・4月：集会室窓ガラス破損修理 ・9月：LAN線拡張工事 ・11月：合併浄化槽フロートスイッチ等交換修理 ・12月：居室6、8号室エアコン交換 ・2月：居室7号室エアコン交換、居室棟排煙窓ワイヤー修理 ・3月：インターネット光回線切替工事
指定期間	平成31年 4月 1日 ~ 令和6年 3月31日	

（単位：円）

		事業計画	事業収支実績					
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業収支推計	収入	指定管理料	13,502,000	12,523,885	12,523,885	12,523,885	13,627,018	13,752,037
		利用料	679,000	903,824	930,720	690,392	1,304,154	1,324,830
		繰入金	621,000		172,246		0	0
		雑収入				9,504	0	0
		計 (A)	14,802,000	13,427,709	13,626,851	13,223,781	14,931,172	15,076,867
	支出	人件費	9,370,000	9,095,577	8,599,041	7,630,920	9,132,549	9,353,893
		事務費	438,000	23,370	23,370	23,370	585,442	13,819
		事業費	4,994,000	4,308,762	5,004,440	5,569,491	5,213,181	5,709,155
		繰入金支出						
		計 (B)	14,802,000	13,427,709	13,626,851	13,223,781	14,931,172	15,076,867
収支差引額 (A) - (B)		0	0	0	0	0	0	

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価	
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	5	A	5	A
	②施設設置目的の達成度	4		4	
	③利用者数	3		3	
	④運営状況	5		5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	5		5	
	⑥意思疎通	5		5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	3		3	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	3	B	3	B
	②利用者の平等な利用	5		5	
	③適切な情報提供	5		5	
	④利用促進・PR	3		3	
	⑤非常時・緊急時の対応	4		4	
	⑥苦情解決体制及び対応	5		5	
	⑦自主事業	3		3	
	⑧利用者アンケートの実施	4		4	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	5	A	5	A
	②備品・什器等の保守点検	5		5	
	③修繕業務	5		5	
	④樹木・植栽等管理業務	5		5	
	⑤清掃業務	5		5	
	⑥鍵管理	5		5	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
<p>【努力した点・成果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅での生活に不安のある方に対し、周囲からの要望をお聞きし柔軟に受入れをおこなった。 ・介護保険サービスの利用も行いながら安心して生活していただけのご家族・事業所と連絡を取り合っている。 ・後見人申立の面談や決定後の事務処理など松阪市後見サポートセンターとも連携を取り、行った。 ・空き部屋も定期的に掃除を行っている。 ・経年劣化により修繕箇所は多いが、修繕は迅速に対応している。 ・入居者の通院や買い物支援等で内容に応じて極力対応している。 ・体調の変化や緊急時はその都度柔軟に対応を行った。 ・コロナ禍により面会の中止も余儀なくされたが、入居者・ご家族へれ連絡や要望は可能な限りお聞きした。 	<p>【評価すべき点】</p> <p>居住事業については、民生委員、介護支援専門員、包括支援センターなどの相談時や各種会議の際に居住事業の案内をしている。飯高管内に限らず、広く声掛けを行い、積極的に受け入れている。</p> <p>生活援助員が入居者の相談業務など積極的にに関わり、親身になって対応することにより、精神的に安定をもたらしている。また、緊急時の受け入れなど、臨機応変に対応している。</p> <p>市広報と同時に配られる社協広報に掲載し、幅広く入居者の募集を行っている。入居者全員での外出を計画し、施設内だけでなく、外部との交流を進めている。</p> <p>福祉団体の会議など施設を有効に活用し、地域福祉の中心的役割を担っている。</p>
<p>【改善すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紅葉狩り外出の行事を企画したが昨年に引き続き参加者が0だった。楽しみなるような行事を企画したい。 ・包括支援センターや民生委員に引き続き入居希望者の紹介を依頼しているが、本来の施設の目的が記された施設カルテを基に周知を行っていききたい。 ・入居者増加一時的には増加したが、3月末時点で6名となる。ととときだよりも記事を掲載し飯高管内で周知を行いたい。 ・水光熱費と最低賃金が上昇しているため、職員間で意識共有しながら業務を遂行していききたい。 ・コロナウイルスの感染拡大を受けて面会や外出を制限せざるをえなかった。入居者のリフレッシュに向けた取り組みを考えたい。 	<p>【指導すべき点】</p> <p>居住事業についての努力は評価するところだが、飯高管内では生活に不安があっても、住める家がある限り自力で自分の家に住みたいと考える人が多いため、入居に至るには難しい。令和2年度の年度末入居者は6人で前年度より1名減であるが、地域住民には居住事業の存在を認識してもらっている。</p> <p>今後もさらに施設利用者などに幅広く紹介し、関係機関からの情報などを元に、対象者と思われる方への働きかけに努めていきたい。</p> <p>寒い時期、暑い時期のみの入居、お試しの宿泊など気軽に利用できるようPRをお願いしたい。</p> <p>入居者それぞれの希望に寄り添える対応と、入居者等のトラブルを未然に防ぎ、利用者が楽しめる行事などの創意工夫を引き続きお願いしたい。</p>
<p>【所属長意見（今後の方向性等）】</p> <p>コロナウイルスの感染拡大防止を念頭に置き、入居者及びその家族、関係機関との連携を密にし、高齢者が抱かえる不安を解消するために居住の提供を行いながら、安心して生活が送ることができるよう今後も支援してほしい。</p> <p>また、飯高管内だけでなく、他地域への働き掛けもお願いしたい。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる